

相続関係説明図

(申出者)

農地貸付者 廿日市一雄

(被相続人)

登記名義人 廿日市太郎

(被相続人)

【住所】 廿日市市津田20000番地

【出生】 昭和20年1月1日

【死亡】 令和3年12月30日

【氏名】 廿日市太郎

【相続人】

【住所】 廿日市市津田20000番地

【出生】 昭和25年3月3日

【続柄】 妻

【氏名】 廿日市花子

(相続人)

【住所】 廿日市市下平良一丁目100-1

【出生】 昭和45年7月7日

【続柄】 長男

【氏名】 廿日市一雄

(相続人)

【住所】 廿日市市吉和11886番地

【出生】 昭和48年3月3日

【続柄】 長女

【氏名】 佐伯一子

(相続人)

【住所】 廿日市市宮島町21165番地

【出生】 昭和30年5月5日

【死亡】 令和5年2月3日

【続柄】 二女

【氏名】 吉和二葉

【住所】 廿日市市宮島町21165番地

【出生】 昭和55年7月10日

【続柄】 令和3年12月30日

【氏名】 長女

吉和美子

【住所】 廿日市市宮島町21165番地

【出生】 昭和25年3月5日

【続柄】 夫

【氏名】 吉和大作

※ 登記名義人を被相続人として、法定相続人に漏れがないよう記入し、同意者が所有権の過半のとなることが確認できること。(氏名の前に○印)

※ 続柄は、被相続人から見た続柄(夫、妻、長男、長女、二男、二女 等)を記載すること。

※ 死亡者については、死亡日と最後の住所地を記入すること。